

告示

埼玉県告示第九百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年八月四日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マミーマートふじみ野鶴ヶ舞店

埼玉県ふじみ野市鶴ヶ舞二丁目四十番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- （1）開発区域に接続する県道第五十六号線、市道第三―七号線及び市道三―八号線は、小中学校の通学路に指定されています。工事期間中は、同県道及び同市道を工事車両が走行の際は安全対策に万全の配慮をお願いします。工事車両の通行を最小限にするなど最大限の配慮をお願いします。登下校時間帯には交通誘導員等を配置し、交通安全対策に万全の配慮をお願いします。開店後は、登下校時間帯の交通安全対策について、各出入りに誘導員等を配置するなど安全対策を講じてください。
- （2）店舗敷地に近接する住宅への光害が発生しないよう敷地外への遮光に十分な配慮をしてください。室外機や車両の騒音等には必要な措置を講じ適切な対応をお願いします。
- （3）市道側を出入り口として利用する場合はカーブミラーを設置し事故が起これないよう対策し十分な安全対策を講じてください。
- （4）商工会、商店会へ加入してください。

二 縦覧期間

平成二十七年八月四日から平成二十七年九月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター